

松阪市海外向けシティプロモーション映像制作業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書、提案見積書等の質問に対する回答

項目	質問内容	回答
実施要領 P.6の6ー(2)	2次審査に通過した場合、プロジェクターとスクリーンを使用する場合は予め申し出るとありますが持ち込むのでしょうか、あるいは準備いただいているのでしょうか。	実施要領には、プロジェクターとスクリーンの使用について記載してありますが、現在、二次審査を予定している会場にはHDMIで接続可能な大型のモニターが設置されていますので、こちらを使用する方向で検討を進めています。 プロジェクター・スクリーンもしくはモニターを使用することになっても事務局でご用意いたしますが、詳細については二次審査の案内時にお伝えいたします。
実施要領 P.7の6ー(2)⑤	プレゼンテーションの際に、サンプル映像などを流してよろしいでしょうか。	サンプル映像については、実施要領P.7の(6)⑤に記載のとおり、プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めていませんので、事前に提出していただく企画提案書の中で、公開するサンプル映像を明記しているのであれば、当該映像を審査員に視聴していただくことは可能です。
実施要領 P.7の6ー(3)②	第2次審査票のオリジナリティーの項目に映像の活用方法は検討されているかとありますが仕様書に記載されておらず、オプション的に活用方法案として提示すればいいのでしょうか、それとも予算内での活用方法を要望されているのでしょうか。	事業者が制作する映像について、どのようなアプローチをすれば効果的に視聴していただけるのかなど、映像の活用方法の案について審査する項目となります。 提示している委託料上限額の範囲で可能な内容であれば、事業者による実施を前提としたうえで企画提案に盛り込んでいただくことも可能です。
仕様書 P.1の5ー(1)	映像の本編の長さを10分以内とされた理由をご教示ください。	映像の本編を公開する際、尺が長すぎると視聴につながりにくいということと、事業者の提案内容に応じて臨機応変に制作に取り組んでいただけるよう10分以内と幅を持たせていただいております。
仕様書 P.1の5ー(3)	各言語でナレーションを行う場合、対象言語を母国語とするネイティブスピーカーを起用することとありますが、各言語でナレーションを行うことは必須でしょうか。	仕様書P.2の6(1)に記載しているように、日本語、英語、中国語の各言語に対して、それぞれのネイティブスピーカーがナレーションを吹き込んだ映像を制作してください。

<p>仕様書 P.2の6－(1)</p>	<p>中国語は、繁体字 簡体字のどちらですか？</p>	<p>母数の多い北京語・簡体字を使用してください。</p>
<p>様式第4号 提案見積書</p>	<p>提案見積書を入れた封筒の表書きには、事業名と社名、社長名に押印等、決められていることはありますか？ また、提案見積内訳書は任意の様式でいいですか？</p>	<p>提案見積書及び提案見積内訳書を封入した封筒の表紙には、「(宛先) 松阪市長」と記載し、当該プロポーザルの入札件名及び、提出した事業者の名称を記載してください。 なお、同封していただく提案見積内訳書の様式は、内訳が分かるような様式であれば任意の書式で構いません。</p>